

B 調査(設問 21)その他、本調査に関するご意見、今後に関するご要望等あればご記入ください。

①小規模な水道についての意見、要望等

【小規模な水道に関する情報】

- ・小規模水道の施設規模(設備、給水量、給水戸数など)の実態を知りたい
- ・井戸所有者(管理者)による水質検査の実施頻度の実態を知りたい
- ・高齢化や人口減少による水道未普及地域の実態把握は非常に困難であり、先進地事例等の取り組みを知りたい

【他の自治体の情報】

- ・他自治体における小規模な水道の把握状況について知りたい
- ・他自治体での事例等をとりまとめ周知して欲しい
- ・各都道府県及び市町村の、小規模な水道への対応について聞きたい

【技術的な情報】

- ・漏水調査のノウハウを学べる機会が欲しい
(業者委託では委託料が高額であるため、可能な範囲で組合員で実施することが望ましい)
- ・水道施設の市への移管に関する手続等についての情報

【国や都道府県への要望(制度・情報共有・広報)】

- ・施設規模に応じた規制や指導内容について、国として統一した規定の整備を行い、周知啓発して欲しい
- ・小規模な飲用井戸については、法的な位置付けについて検討して欲しい
- ・小規模な水道、特に井戸を把握する法的な制度が必要
- ・受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設に対しても、国が維持管理に関する規制を図ってほしい
- ・水道事業へ取り込まれるため(給水区域内への統合)や単独で施設管理を委託しやすくなるための制度や支援を要望する
- ・専門的、高度化した住民ニーズに対応するためには、国や都道府県の情報共有を進めることによって様々な知識や解決策などをもち、より柔軟な行政運営が求められる
- ・小規模水道は低料金であることが多く、水道事業の水道料金に納得してもらうことが難しいため、小規模水道利用者に、一般的な水道料金に対する理解が広まってほしい
- ・給水義務と自己責任、過疎対策の整理をしてほしい

【国や都道府県への要望(補助金等の財政的負担)】

- ・経済的負担制度の確立を求める
- ・小規模な水道は自治体からの財政的支援を受けにくく、限られた集落で自主的に運営せざるを得ない状況であるため、地方創生の取り組みの一環として、限られた集落の少人数のためではあっても、ライフラインという特性を最大限考慮した財政支援が望ましい
- ・施設修繕には条件を付けて補助金を交付しているが、水道行政としては水道料金の徴収をしていないため補助を拡充することは困難であり、このような修繕や水質管理等に補助できる制度が欲しい

- ・補助制度を作るのであれば、地域の実態にあった内容で工事を行うために、地元の入札による精算方式の補助制度を作って欲しい

【権限移譲に伴う困りごとや意見】

- ・「第2次一括法」により県から権限移譲されたが、専門知識を有する職員がおらず、また専門性を持った職員(技術職)の設置も困難であるため、対応に苦慮する場面が多い
- ・市としては当該事務を所管してからの年月が浅く、これまでの事例も少ないため判断に窮することが多々ある
- ・権限移譲により各市町村による裁量が大いだが、人の生活衛生に直結するため、都道府県単位での統一した管理・運用が望ましい

【小規模な水道施設における問題】

- ・人口減少、高齢化により、小規模な水道を地域で管理、運営していくことが困難となっている
- ・施設の老朽化が進み、水質の保全に不安がある
- ・飲料水供給施設については、現在地元管理で維持しているが、今後住民の高齢化により維持できない施設が出てくるものと予想される

【水質検査】

- ・個人使用井戸には、普段飲用には使用していないものが多くあるが、災害等で上水道が使えない場合に使用することがあるため、その観点からも定期的な水質検査が重要と考える

【相談対応や行政担当部署としての困りごと】

- ・住民からの小規模な水道に係る相談の際、具体的な内容について相談する先がなく、実務的に困ることがある
- ・一戸の住宅に給水する飲用井戸について、どの程度まで関わるべきか苦慮している
(広報による啓発のみか、施設を把握し積極的な衛生指導を行うか)
- ・小規模水道を利用している人たちの高齢化や施設の老朽化が急激に進んでいて、持続が難しくなってきたが、今後市がどこまで関与していくべきかがはっきりしない
- ・上水道の水源不足のため給水区域が拡大できず、上水道給水区域外に小規模水道施設が多数点在している状況で、このため市独自の補助金制度により施設整備などに補助を行っているが、財源が厳しい昨今、補助内容の見直しの検討を行っている。何か良い方策があれば教えて欲しい
- ・施設の老朽化等による補修工事が増えており、県にある小規模給水事業の補助制度を使いたいが、非常に難しい
- ・行政で状況把握できていない施設がほとんどである

【指導方針、対応事例】

- ・一定規模の小規模な水道が水道事業の給水区域内に存在する場合には、上水への切り替えを強く指導することとしたい
- ・飲用井戸等、衛生面の維持管理が難しい施設は、水道への切り替えを第一選択とすべきと考える
- ・条例規制の対象外の施設についても、市によっては協議会に入れて定期的な講習会や検査の

あっせん等を行っている自治体がある

- ・小規模水道や井戸等の使用を一部確認しているが、関連する条例・規則・要綱等を定めていないため、使用に当たっては飲用は避けるように、また、飲用する際は、自己で水質検査を実施した上で判断するよう指導をしている

【その他】

- ・水道行政の方向性として、小規模な水道を持続させるのか？解消に努めるのではないのか？

②本調査に関する意見等

【調査趣旨に対する問題提起、意見】

- ・水道普及率向上を目指してきたが、小規模水道を持続させることに重点を置く理由を知りたい（災害対策、エネルギー(資源)の地産地消、持続可能な社会の実現、といったことか)
- ・本市では、高度経済成長期時代から地盤沈下が顕著で、市内の大部分が海拔0m以下地帯となっており、水害があったら市内の多くが浸水する地理的状况で、井戸の水没も予想され「小規模な水道の持続」自体必要かどうか疑問がある
- ・「小規模な水道」には、生活の場が水道給水区域外にあるため「小規模な水道」を設けざるを得ない場合もあれば、水道給水区域内であるにも拘わらず単に高額な水道料金の支払い回避、水道への接続に要する経費(引き込み工事費又は加入金)の負担回避のために設けられる場合もある。目的とされている“「小規模な水道」の持続可能性の研究”が、生活上不可欠な前者を適切な衛生状態を維持したまま存続させるために必要な方策を探ることであればともかく、上水道へ接続し廃止させる方策を公衆衛生向上の観点からは求められる後者についても持続可能性の研究対象であるとするれば、その研究の意義は行政の観点からは理解することが出来ない。本アンケートはその点を明確にしないまま実施されており、アンケートの意義が理解できない回答者が多いと思われる。
- ・飲用井戸等の衛生管理が難しい施設を持続させるのではなく、解消させていく取り組みが必要であり、どうしても水道が敷設できない施設に限定して調査すべきと考える
- ・小規模な水道に対する行政の組織体制(人員等)がどの様な状況かの調査も必要と思う

【設問・回答選択肢に対する問題点や指摘、意見】

- ・調査の依頼文から、調査対象には「飲用井戸」との記載があり、「個人用飲用井戸」との違いが分からないため、その違いについて、各自治体に通知した方が良いと考える
- ・本調査は各市町村にも聞いた方が充実した回答を得られる内容が多いのではないかと
- ・一部、該当する選択肢がなかった。
- ・設問の設計の際には人によって認識に差が出ないように注意してもらえると回答しやすいと感じた
- ・設問が抽象的すぎて分からない(特に、問9の「対応」)

【回答時の困りごと、要望】

- ・複数の担当課にまたがる調査の場合、各施設の担当課から直接回答できるようにして欲しい
- ・飲用井戸は環境部局、飲料水供給施設は水道行政担当部局等、自治体によっては担当部局

が様々であり、設問を各施設の区分ごとに分けることも必要と考える

- ・当市については、飲用井戸は環境部局、簡易専用水道以外の貯水槽水道は水道部局と管轄部署が違い、一括での回答が難しいため、今後、同様の調査がある際はそれぞれに依頼して欲しい
- ・一つしか選べない問いがあり選択肢に苦慮した
- ・質問に対して回答選択肢が限定的であるものがあり、回答が難しいものがあった。
- ・設問により対象施設の範囲が把握しづらいところがあった(個人用飲用井戸は対象外など)
- ・管内には、小規模な水道として個人使用(もしくは、会社使用)の飲用井戸の施設が存在する程度なので、広域的な、いわゆる「水道」としては該当なしであったため、今回の調査はどこに該当させれば良いか分かりにくかった
- ・届出制度を設けておらず相談等もないことから小規模な水道を把握できていないため、調査に協力することが難しい
- ・当市の小規模水道は、市営、地元管理、民間等の施設があり、また把握していない水道(地区・個人施設、井戸等)も多くあるため、統一的な回答は難しい
- ・管内に施設があっても担当部署が違いため把握できないケースがあり、設問の選択項目に把握していない」を追加してほしい

【回答の補足】

- ・飲用井戸(一般用、業務用)の件数については、一般用飲用井戸に個人井戸も含んでいる
- ・本調査への回答にあたっては、県で定める条例により、県の保健所が把握している町村に所在する小規模水道について回答を行う(市については、各市で条例等を定めている)
- ・管内には件数を把握している町村と把握していない町村があるため、実際には回答件数より多いと思われる
- ・定めた要綱は、水道法が適用されない小規模貯水槽の衛生管理を目的としており、井戸は対象としていない
- ・簡易給水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として飲料水を供給するものとしている(ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く)が、施設を把握していないため回答ができない
- ・回答入力については依頼メールを受けた当課が行ったが、内容詳細については別の部署に確認し作成した
- ・飲料水供給施設(計画給水人口100人以下)について回答した
- ・管内の「小規模な水道」について把握していないため、一部設問について「管内に施設がない」等の回答を選択している
- ・飲料水供給施設については、合併した旧自治体が簡易水道と合わせて管理を続けていたため、ある程度の把握ができているが、飲用井戸については、正確な情報がなく、本調査についても的確な回答ができない
- ・井戸についても県から「不十分な情報の井戸台帳」が移譲されたものの、個人農家住宅の使用されていないような井戸も数多くある状態で、その後加除・修正・把握もできていない

- ・水道部局で上水の契約をしていない世帯(人口)を調査することはできるが、本市ではそのような対応を行っていない
- ・本市では個人管理井戸は環境部局で対応している
- ・調査項目上、特設水道と飲用井戸を分けて回答することができないため、主に特設水道を前提に回答している
- ・業務用飲用井戸と特設水道では求める検査項目や、指導内容が異なる。
- ・本市の場合、小規模な水道該当すると思われるものは、個人が敷地内に設置している井戸のみで、実態(使用形態)や、その数について当課では把握しておらず、調査へはその観点で回答している
- ・質問7及び12についての回答は特設水道に関するものであり、飲用井戸については届出制度がないため、以前に他部署より知り得た情報により把握している
- ・当県にある町(村はなし)の小規模水道に係る事務のうち、一部は事務移譲しており、残りは県保健所で担当していることから、B調査は県保健所及び事務移譲した町の現状を考慮した上で、本庁で回答する
- ・今回の調査の対象とならない個人用・事業用の飲用井戸に対する設問13の料金(飲用井戸等衛生対策要領の11項目+鉄、硬度:6,700円)
- ・当市に於いては、調査対象となっている「小規模な水道の衛生確保対策を直接所管する部署」は存在しない。家庭用の飲用井戸についても、個別の条例等なく、相談があった際は水質検査の案内等を行っている。今回は、所管する部署がないため、専用水道・簡易専用及を所管している当課から回答を行った。(飲料水供給組合について専用水道の該当性を確認した際に、市内の飲料水供給組合の概要把握を行ったため。)
- ・本市では上水道等が整備されていない地域があり、その地域ではほとんどが飲用井戸である。本調査の趣旨や内容に合致しない回答があるかもしれないが、了承いただきたい
- ・条例・要領の所管についてはA調査で回答したとおりで、情報の把握や水質検査の指導等は給水施設に対して実施している(飲用井戸等は問題があった際などに対応)
- ・問12について、水質検査項目は給水施設で10項目、飲用井戸等で11項目としている

【把握していない施設についての情報】

- ・条例の対象となる施設については把握しているが、各家庭で利用しているようなごく小規模な飲用井戸については把握していない
- ・飲用井戸の件数は平成25年に県から権限移譲を受けた時に引き継いだ平成元年度調査の数字を参考に推計したものであり、実際の個人が設置した飲用井戸の件数等の情報は把握していない
- ・本市では、施設はあるが把握ができていない状況(市から補助金等を出したのものについては、一部情報がある程度)
- ・件数及び所在地(市町村まで)のみを把握しており、施設名等は把握していない
- ・飲用井戸(一般用井戸、業務用井戸)については、届出等の制度はなく、県が管轄する区域についての状況は把握していない

- ・50から100人は県条例の対象であり把握しているが、50人未満は把握していない
- ・担当しているのは飲用井戸だけで、個々の情報の把握はしていない
- ・民間の管理のため把握していない
- ・一般飲用井戸については把握していない
- ・一般用飲用井戸等の情報は把握していない

【小規模な水道への対策】

- ・小規模な水道は限界集落に位置することが多く、技術的助言を得る以前に、物理的な維持管理方法(人員、費用)の確保が急務と考える
- ・行政からの技術的支援があっても、飲料水供給施設の実際の管理は組合員であるため、管理体制への支援も必要になってくると思われる
- ・飲用井戸は個人・企業の所有であるため管理を続けることは難しくないが、飲料水供給施設(組合営水道など)では、管理者の確保が難しくなっている

【水道への接続】

- ・地下水の汚染等により水質が変化しやすいため、上水道への加入が望ましいと考えている
- ・井戸水の飲用を推奨しておらず、水道敷設を指導している

【指導方針等】

- ・管内では井戸を設置している区民宅があるが、地下水の汚染等により水質が変化しやすいため、飲用をすすめておらず、水撒きなど飲用以外の用途に使用するよう、設置者に指導している
- ・保健所が実施する井戸水の水質検査は、過去に地下水汚染があった地域の汚染実態の追跡を目的として行っており、飲用適の確認を目的としていない

【権限移譲に伴う困りごと】

- ・平成25年度の権限移譲で市町村の事務とされているが、当市水道事業は広域化され、水道等に対する技術的知見を有する職員がいないため、事例発生時や検査等の対応に苦慮している

【調査後の要望】

- ・今後、他都市の状況等を参考としたいので、本調査成果について提供していただきたい
- ・住民自治を進めていく上では、地域の小規模水道運営に関する問題は緊急の課題となるため、このアンケートを通して、自治体職員の問題意識の向上やアンケート結果の公表により、行政と民間企業が一体となって解決できればと考える
- ・調査、研究から判明する課題を国(厚生労働省)に伝えて、小規模水道の施策に役立てて欲しい